

五島市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、五島市が発注する建設工事において試行する総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）による指名競争入札及び一般競争入札（制限付を含む。以下同じ。）の手續きについて、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「総合評価落札方式（簡易型）」（以下「簡易型」という。）とは、技術的な工夫の余地が認められ、施工計画及び企業の施工能力及び配置技術者の能力（以下これらを「技術提案等」という。）並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式をいう。

2 この要領において「総合評価落札方式（特別簡易型）」（以下「特別簡易型」という。）とは、技術的な工夫の余地が小さく、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式をいう。

なお、特別簡易型においては、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力を技術提案等とする。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計価格が1千万円以上で、総合評価落札方式により施工することが妥当と判断される工事のうち、五島市建設工事指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）において定める。ただし、当該金額に満たない工事であっても、その規模及び技術的難度等を総合的に勘案し、対象工事とすることができるものとする。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第4条 契約担任者は、総合評価落札方式を行おうとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

2 契約担任者は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札の公告）

第5条 契約担任者は、総合評価落札方式による一般競争入札を行おうとするときは、以下のとおりとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び五島市財務規則第73条の規定に基づき公告しなければならない。

ア 総合評価落札方式による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 「技術資料作成要領」に定められたすべての資料(以下、「技術資料」という。)を提出することとし、一部でも欠いたものの行った入札は無効とする旨

オ 工事の施工時において要求する評価項目があり、その履行を誓約した場合(以下「工事施工時履行項目」という。)で履行が確認されない場合は、工事成績評定の減点対象とすることができること

カ その他総合評価に関し必要と認める事項

(技術資料の提出)

第6条 入札に参加しようとする者は技術資料及び証明書類(以下「技術資料等」という。)を定められた提出期限内に提出しなければならない。

なお、技術資料等の提出期限後は、既に提出された技術資料等の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(技術資料の審査)

第7条 技術資料等の審査は、指名委員会において行い、第4条第1項に定める学識経験者の意見を聴取する。

(入札)

第8条 入札者は、価格及び技術力をもって入札するものとするが、技術資料提出時に「提出する資料は事実と相違ない」旨の制約をさせることにより、入札書提出時には、技術力に係る資料は提出しないものとする。

(入札実施における特例)

第9条 この要領に基づき入札を行うときは、入札執行者は開札後に入札会場において、予定価格及び履行確実性評価価格、履行確実性確保価格を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合には、予定価格及び履行確実性評価価格、履行確実性確保価格の公表は行わないものとする。

(入札の無効)

第10条 技術資料等の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者、施工計画が不適切な者及び技術資料等に虚偽記載等明らかな悪質な行為があった者のした入札は無効とする。

(総合評価及び落札決定の方法並びに総合評価の基準)

第11条 別添、「総合評価落札方式落札者決定基準(標準例)」を参考に第4条第1項に定める学識経験者の意見を聴取した上で定めるものとする。

(開札)

第12条 入札執行者は、開札後直ちに落札者の仮決定を行い、開札結果を公表するものとする。ただし、談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直ちにできない場合を除く。

(落札決定)

第13条 落札の仮決定を受けた者(以下「落札仮決定者」という。)は、落札仮決定

の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行わなければならない。

落札仮決定者が上記期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することができないものとみなす。

- 2 落札決定は、落札仮決定者が契約担任者に配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を受け付けた時から7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。なお、落札仮決定者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。
- 4 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず、配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、五島市工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成16年8月1日付け訓令第57号）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

（落札結果の公表）

第14条 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し通知するとともに、当該入札結果を閲覧により公表するものとする。

（機密の保持）

第15条 この要領に基づき入札者から提出された技術資料等は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

（評価内容の担保）

第16条 契約担任者は、落札決定に反映された技術提案について、履行されなかった場合の措置を特記仕様書において取り決めておくものとする。

- 2 契約担任者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合において、工事成績評定点の減点対象とすることができる。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 一部改正《平成21年4月1日適用》
- 1 一部改正《平成30年6月1日適用》（30五財第336号）

別 紙

落札者決定基準（標準例）

1 落札者の決定の方法

落札者は、五島市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）試行要領（最終改正平成30年 月 日30五財第 号）第12条及び第13条の規定に基づき決定する。

2 落札仮決定者の決定の方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」等をもって入札に参加し、次の（1）～（2）の要件に該当する者のうち、3の「評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札仮決定者とする。

（1）入札価格が予定価格範囲内であること。

（2）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者すべてが、履行確実性評価価格以上の範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

3 評価の方法

（1）評価値の算出式

① 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \right] \times 100,000,000$$

② 入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格} \right] \times 100,000,000$$

③ 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})) \right] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数点第3位（小数点第4位を四捨五入）までとする。

(2) 標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は簡易型が20点、特別簡易型が12点とする。

(3) 加算点の算出式

加算点は、「(4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

(4) 評価の基準

公告文による。なお、「別表 評価の基準（標準例）」を別添に示す。

別 表

評価項目及び評価基準（標準例）

評価項目	評価内容	配点	評価基準	
〔簡易な施工計画〕 … 項目選択（2項目まで）		配点 8.0		
	工程管理に係わる技術的所見	4	A 工程管理が適切であり、優れた工夫が見られる	
		3	B 工程管理が適切であり、やや優れた工夫が見られる	
		2	C 工程管理が適切であり、工夫が見られる	
		1	D 工程管理がやや適切	
		0	E 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	
	材料の品質管理に係わる技術的所見	品質の確認方法、管理方法等が適切 ・ 構造物において必ず評価する ・ 厳しい施工条件の工事や重要構造物等の工事で品質確認や管理方法が重要となる場合にポイントを絞って評価する	4	A 工事の特性に即した品質管理に優れた工夫が見られる
			3	B 工事の特性に即した品質管理にやや優れた工夫が見られる
			2	C 一般的な観点での工夫が見られる
			1	D 品質管理がやや適切である
			0	E 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載にとどまっている
	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応が的確	4	A 現地条件を踏まえて的確であり、優れた工夫が見られる
			3	B 現地条件を踏まえて的確であり、やや優れた工夫が見られる
			2	C 現地条件を踏まえて的確であり、工夫が見られる
			1	D 現地条件を踏まえておりの確である
			0	E 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載にとどまっている
	施工上配慮すべき事項		4	A 配慮事項が現地条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
			3	B 配慮事項が現地条件を踏まえて適切であり、やや優れた工夫が見られる
			2	C 配慮事項が現地条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる
			1	D 配慮事項が現地条件を踏まえており適切である
			0	E 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載にとどまっている
〔企業の施工能力〕		配点 5.0		
企業の施工実績	過去10年間(特殊工事の場合は15年間)の工事の施工実績	2	A 同種工事の実績あり	
		1	B 類似工事の実績あり	
		0	C なし	
工事成績の評定	市発注工事の当該工事種別(過去2年)の平均	2	A 75点以上	
		1	B 70点以上75点未満	

		点	0	C	65点から70点未満（評定なし）
			欠格		65点未満
	品質管理、環境 マネジメント	ISO 9001 又は ISO 14001 の認証	1		
〔配置予定技術者の能力〕					配点 4.0
	配置予定技術者 の施工実績		2	A	同種工事の実績あり
			1	B	類似工事の実績あり
			0	C	なし
	配置予定者の資格	一級土木施工管理技士	2	A	資格取得後10年以上
			1	B	資格取得後10年未満
			0	C	その他の資格
			欠格	必要な資格者を配置できない	
〔企業の地域性、社会性〕					配点 3.0
	従業員数	市内所在の本社又は営業所等の従業員	1		20人以上
			0.5		10人以上20人未満
			0		10人未満
	災害支援協定	県内対象の災害支援協定	1		災害支援協定あり
			0		災害支援協定なし
	地域活動	五島市内過去5年間の災害時支援活動又はボランティアの実績	1		実績あり
			0		実績なし